

公 告

海上自衛隊下総航空基地隊司令
山 形 文 則

海上自衛隊下総航空基地における銀行等現金自動預け払い機の設置・運営を行う業者を下記のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 銀行法第4条の許可を有する金融機関
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員が（3）から（6）までにさだめる者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 令和5年10月25日（水）に実施する説明会に参加していること。

2 設置方法等

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置場所
千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1 海上自衛隊下総航空基地厚生センター

3 公募期間

令和5年10月13日（金）から令和5年11月2日（木）までの間

4 募集要項等の配布

- (1) 期 間
令和5年10月12日（木）午前8時から
令和5年11月 2日（木）午後4時まで
- (2) 場 所
海上自衛隊下総航空基地隊厚生隊（担当職員：岡）
連絡先：04-7191-2321（内線2312）

5 その他

細部の内容は、募集要項による。

令和5年10月6日

銀行等現金自動預け払い機設置等希望業者募集要項

海上自衛隊下総航空基地隊司令

標記について、設置希望業者は、下記に基づき申請してください。

記

1 募集の内容

海上自衛隊下総航空基地厚生センターにおける銀行等現金自動預け払い機の設置及び運営する業者の募集

2 設置等の概要

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条の規定に基づく国有財産の有償使用

(2) 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

ただし、必要に応じて5年を越えない期間で更新することができる。

(3) 場所及び台数

千葉県柏市藤ヶ谷無番地

海上自衛隊下総航空基地内厚生センター西側入口 1台

※ 細部については、別図のとおり。

(4) 使用料

1平方メートル当たりの年額は後日通知する。

なお、電気料金等は別途徴収する。

(5) その他

別冊「仕様書」のとおり。

3 応募資格

(1) 銀行法第4条の許可を有する金融機関

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員が(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 海上自衛隊下総航空基地隊厚生隊が実施する説明会に参加していること。

4 申請要領等

(1) に定める提出書類を作成の上、(2)の提出先に対し、(3)の募集期間内に持参又は郵送してください。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 申請書1部(別紙様式第1)
- イ 業務確約書1部(別紙様式第2)
- ウ 企画提案書5部(別紙様式第3)
- エ 誓約書(別紙様式第4)
- オ 役員名簿(別紙様式第5)

(2) 提出先

〒277-8661

千葉県柏市藤ヶ谷1614-1

海上自衛隊 下総航空基地隊厚生隊(担当職員:岡)

電話:04-7191-2321(内線:2312)

FAX:04-7191-2321(内線:2317)

(3) 募集期間

令和5年10月12日(木)午前8時から

令和5年11月2日(木)午後4時まで

5 説明会

本募集要項の内容を説明するため、説明会を以下のとおり実施します。

説明会への参加は、応募の条件になりますので、必ず参加してください。

(1) 日時

令和5年10月25日(水) 午前11時から正午

(2) 場 所

千葉県柏市藤ヶ谷1614-1

海上自衛隊下総航空基地厚生センター 多目的室

(3) 参加申請

別紙様式第6「説明会参加表明書」に必要事項を記入し、郵送又はFAXで第4項2号に定める担当職員まで送付してください。

受付期限：令和5年10月23日（月）午後4時まで

6 設置業者の決定

設置希望業者を対象として次の各号に定める要領等により選考を実施し、設置業者を決定します。

(1) 選考要領

提出書類等に基づく書類審査

(2) 失格事項

以下に示す事項に該当する場合は失格とし、選考を待たずに落選とします。

ア 応募資格を満たしていない場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

エ 選考の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他、設置業者に相応しくない行為があった場合

(3) 決定予定日

令和5年12月15日（金）

(4) 通知要領

設置業者としての決定の通知は、書面により実施します。

7 その他

本要項に記載のない事項や不明な点等ありましたら、担当職員までお気軽にお問い合わせください。

添付書類1 別紙様式第1「申請書」

2 別紙様式第2「業務確約書」

3 別紙様式第3「企画提案書」

4 別紙様式第4「誓約書」

5 別紙様式第5「役員名簿」

6 別紙様式第6「説明会参加表明書」

7 別図「下総航空基地現金自動預け払い機設置場所」

8 別冊「仕様書」

令和 年 月 日

申請書

海上自衛隊下総航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

担当者氏名：

電 話：

F A X：

標記について、海上自衛隊下総航空基地における銀行等現金自動預け払い機の設置及び経営を行いたいので、関係書類を付して申請します。

業務確約書

海上自衛隊下総航空基地隊司令 殿

海上自衛隊下総航空基地における銀行等現金自動預け払い機の設置及び経営の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

担当者氏名：

電 話：

F A X：

企画提案書

会社名：

1 主に取り扱いできる内容
2 営業日・営業時間
3 従業員管理（身元管理、風紀及び衛生等）
4 防衛省における営業方針
5 事故・トラブルが発生した場合の対処方法
6 アピールポイント

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。併せて、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第5により変更後の役員名簿を提出します。

2 公共良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）。その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び操作上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治生活を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

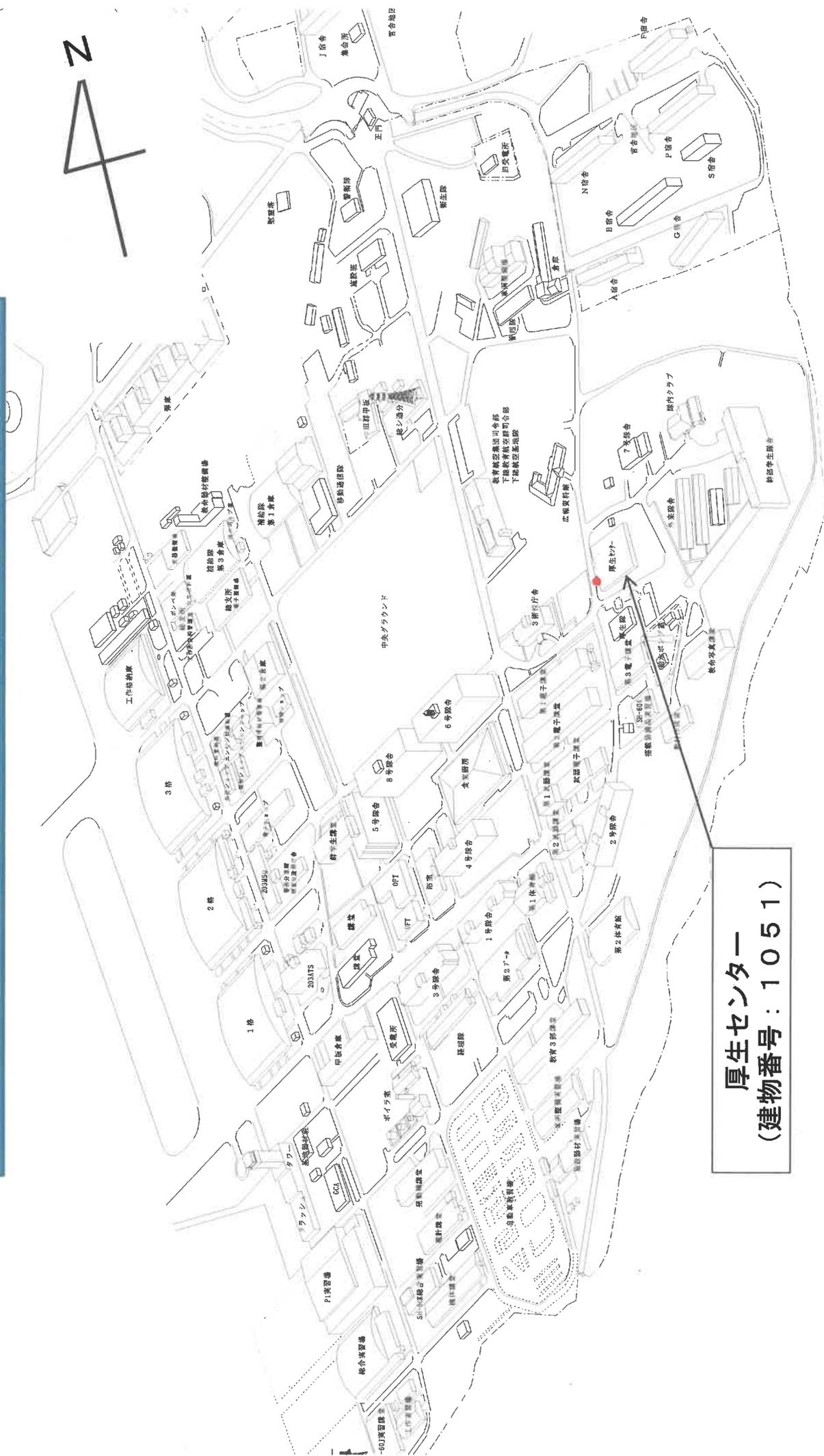
説明会参加表明書

法人、個人等の別		法人・個人・団体	
法人等の名称（会社名等）			
当日参加する 担当者*	所在地	〒	
	役職等		
	氏名		
	連絡先	固定	
FAX			
携帯			

* 公募事業、国有財産使用許可申請、経営の管理等の事務を実質的に担当する者を指します。

令和 年 月 日

下総航空基地銀行等現金自動預け払い機設置場所



厚生センター
 (建物番号：1051)

● 設置場所

仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書は、海上自衛隊下総航空基地における現金自動預け払い機（以下、「ATM」という。）設置業者の決定及び当該決定の取り消し並びに自動販売機の設置、運営、撤収及びこれらに付帯する事務全般について適用する。
- (2) 本仕様書において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。
- ア 部 局 長 海上自衛隊下総航空基地に所属する国有財産（土地及び建物）の事務を分掌する北関東防衛局長をいう。
- イ 管 理 者 ATMの管理者である海上自衛隊下総航空基地隊司令をいう。
- ウ 関係職員 海上自衛隊下総厚生隊長及び海上自衛隊下総航空基地厚生隊に勤務する隊員をいう。
- エ 設置業者 ATMの設置等を実施する者をいう。
- オ 有償使用 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条の規定に基づく国有財産の有償使用をいう。
- カ 業 務 ATMの設置、運営及びこれらに付帯する事務全般をいう。

2 業務内容

ATMの設置、運営及びこれらに付帯する事務全般

3 設置業者の決定

本業務を行う者については、管理者が選定し、選定された者が海上自衛隊下総教育航空群司令を通じて部局長に国有財産の使用許可申請を行い、部局長の国有財産使用許可を得ることをもって決定するものとする。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、ATMを設置する場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することができる。その際、管理者は、設置業者に対し、書面で通知する。
- ア 国が国有財産を使用するとき。
- イ 国有財産の使用許可を得た設置業者が使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用許可期間が満了したとき又は前号により、使用許可を取り消された場合は、設置業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還する。ただし、継続した場合は、この限りでない。また、この場合設置業者は国に対し、一切

の保障を請求することはできない。

5 設置業者の資格

設置業者は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 銀行法第4条の許可を有する金融機関であること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件を厳守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を厳守できること。

6 国有財産使用料

設置業者は、ATMの設置に係る面積に応じた部局長が示した国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額納付すること。

7 設置場所

ATMの設置場所は、国有財産使用許可書において指定した場所とする。

8 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(部局長が許可した期間とする。)

ただし、管理者又は設置業者が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で1年以内の期間ごとに国有財産の使用許可を更新することができる。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、全て設置業者の負担とする。

10 管理責任

- (1) 設置業者は、自らの責任においてATMを設置し、火災予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も管理者に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 設置業者は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理、その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 情報保全の厳守

- (1) 設置業者は、管理者及び関係職員（以下、「管理者等」という。）が与えた

指示並びに本業務の遂行上知り得た管理者等に関する情報（書面等をもって管理者等が設置業者に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞き又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し又は第三者に示してはならない。

- (2) 設置業者は、自らの従事関係者に情報保全を厳守させるための必要な措置をとらなければならない。

12 損害賠償

設置業者は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合その他業務に関して管理者等に損害を与えた場合には、管理者等に対し一切の損害を賠償するものとする。

13 自己都合による業務解除

設置業者は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、当該時期の2か月前までに管理者に通知し、管理者の指示に従い解除することができる。

14 業務仕様

- (1) 設置業者は、募集要領に基づき提出した企画提案書に記載した業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容については、管理者の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係職員の指示に従うこと。
- (3) A T Mの設置、移設及び撤去に係る費用は、設置業者の負担とする。
- (4) 設置業者は、本業務に要する電気料金のほか、利用物件の維持保存するための通常必要とする修繕費その他経費を負担しなければならない。
- (5) 設置業者は、故障等についてA T M利用者又は管理者等からの連絡を受けた場合には、即時に対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、管理者と設置業者の間で協議する。